

滝沢市立滝沢中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「滝沢市立滝沢中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法（平成29年3月14日改定）」（以下「法」という）の第12条及び「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」（令和3年2月25日改定）をふまえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針および対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 「いじめは、どこでも、誰にでもおこりうる」という基本的な認識にたち、本校生徒が人間関係を構築し毎日楽しく安心して学校生活を送ることを願い、滝沢中学校いじめ防止基本方針を策定した。

(2) いじめの定義

「本校生徒に対して、本校に在籍している一定の人間関係のある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報メディアを通じて行われたものを含む）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(3) いじめの特質

- ① いじめは、目にみえにくい。
- ② いじめは、人に相談しにくい。
- ③ いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こりうる。
- ④ いじめの態様は、「ひやかし」や「からかい」から犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑤ いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがある。
- ⑥ いじめは複雑化、深刻化すると人の命にかかわる。

《いじめは、いじめられた者の心の中にある「心の傷」である。》

(4) いじめの態様

《物理的な攻撃》

- ① 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。【軽度暴力】
- ② ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。【暴力】
- ③ 金品をたかられる。【強要・恐喝】
- ④ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。【悪戯・盗難・損壊】
- ⑤ その他の物理的な攻撃を受ける。

《心理的な攻撃》

- ① 仲間はずれ、集団による無視をされる。【仲間はずし】
- ② 冷やかす・からかい・悪口や脅かし文句、嫌なことをいわれる。【言葉】
- ③ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。【脅迫・侮辱・強要】
- ④ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。【誹謗中傷・個人情報漏洩・名誉毀損】
- ⑤ その他の心理的な攻撃を受ける。

(5) いじめ克服のための本校の姿勢

- ① 「未然防止」、「早期対応」、「早期解決」を大原則とする。
- ② 「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で早期対応をする。
※いじめであったかどうかの最終決定は、解決後に改めて検証を行う。
- ③ こどもの訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応する。

- ④ 悪いのはいじめる側であり、いじめられる側でないのは明らかであり、いじめの指導をいじめられた側の気持ちに寄り添うことを基本とする。
- ⑤ 一部の問題とせず、学校全体・組織的に対応する。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 児童・生徒に対して

- ① 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり
 集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりに取り組む。
- ② 「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成
 規範意識を醸成することが「いじめは絶対ゆるされないことであること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識する近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底を図る。
- ③ 「わかる授業」づくり・「基礎・基本」の定着
 わかる授業をし、学習内容の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感をもたせることが、生徒の心や生活を安定させる近道であるとの認識で指導に当たる。
- ④ 「生命」や「人権」を大切にする指導
 道徳教育の充実を図るとともに学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実を図る。また、本校職員が人権感覚を磨き、常に職員相互に指導姿勢を見直す。さらに、道徳の授業のみならず特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、生徒の主体的な活動を推進する。
新型コロナウイルス感染症等による偏見や差別、誹謗中傷など、人権にかかわる問題については、注意深く対応する。
新型コロナウイルス感染症に対する知識・理解を深めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、思いやりの気持ちや感謝の心を育む取組を推進する。
- ⑤ 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成
 最近のいじめ問題にはネットを使ったものが急増していることから、生徒、保護者に通信や講演会、懇談会等を通して積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルの向上を図る。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるよう努める。
 情報モラル教育の充実として、ネット上でのいじめ発生を防ぐため、情報機器の利用について、ジュニアオーダーズセミナーにおいて策定した「滝沢市中学生情報モラル宣言」や「滝沢中～スマホの心得～」等を活用し、児童生徒が主体的に考える機会を設定し、正しく利用しようとする態度の育成を図る。情報機器の利用に関しては、家庭との協力が不可欠であり、市PTA連絡協議会代表者が考案した「我が家のスマホルール」等も周知させ、学校と家庭と地域が共通理解を図る取組も推進する。

(2) 学校全体として

☆「いじめをさせない・見逃さない・許さない」姿勢で教育活動を行う

☆「いじめ」を発見したら毅然とした態度で対応する

- ① いじめに取り組む方針の明確化と公表
 - 「いじめに対して学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明の実施（通信、懇談会等の利用）

- 全職員での方針の共通理解（職員研修・会議等の実施）
- 情報が確実に把握できる体制の整備
- ② 全職員の危機意識の向上
 - アンテナを高くはり、いじめの芽、いじめの察知、発見できる職員
 - 高い人権感覚を見つけた職員
- ③ 気になることを見逃さず、お互いに共有できる職員集団
 - 日常的な情報共有
 - 担任だけでなく、学年を中心に複数職員での把握、指導
 - 気になることへの迅速な情報共有

(3) 保護者・地域に対して

- ① 必要に応じ、いじめについての情報を提供することで複数の大人による見守りの実施
- ② 情報交流や意見交流の場を設けるによる連携の強化と法の趣旨及び法に基づく対応にかかる広報啓発の充実を図るためにリーフレットを活用する。

3 いじめを早期発見するために

(1) 校内連携体制の充実 【組織・体制としての状況把握】

- ① 小さいいじめのサインを見逃さないきめ細かい情報交換
- ② SC、SSW、支援員等と協力体制の整備（情報交換・役割分担）
- ③ 全職員（事務職員や用務員も含む）での情報把握
- ④ 生徒からの訴えや保護者からの相談は、すべて「いじめである」と捉え、迅速に丁寧に対応

(2) 共感的な人間関係の醸成 【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

- ① 生徒の立場に立った人間味ある温かい指導
- ② 生徒一人一人との教育相談、変化やサインを見逃さない観察（生活記録ノート活用等）
- ③ 自分や仲間の良さを伝えあい、お互いの存在を認め合う指導

(3) アンケート調査等の効果的な実施や保護者との連携 【心の状態を把握する】

- ① 年間を通した計画的な調査（アンケート）の実施
 - 学校独自の悩み調査（年8回）、県一斉の「心とからだの健康観察」と分析
 - Q-Uアンケートの実施と分析（年2回）
- ② 教育相談期間の設定、生徒一人ひとりと個別面談の実施（年2回）
- ③ SCやSSW、職員への随時相談（相談方法・相談窓口の周知）
- ④ 保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼

4 いじめ発見後の早期対応するために

☆「確かな初動対応が決めて」であると認識し指導する

☆自分だけで解決できると過信しないで（抱え込まない）対応する

(1) 情報のキャッチ

- ① 5W「いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ」1H「どのように」が時系列になるように、複数の教員で同時に確認
- ② 双方から話を聞く時は慎重かつ注意深く進め、事実をつきあわせ矛盾がないかを整理

(2) 管理職への報告

- ① どのケースも緊急事態の意識をもち、報告を最優先
- ② 管理職への報告

③ 情報提供者への配慮

(3) 対応体制の確立

- ① 校長（副校長・主幹教諭・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制の確立
- ② 事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にした正確な事実（情報）の収集

(4) 事実関係の把握

- ① 聴き取るべき内容・留意すべき内容を確認
- ② 被害者・加害者・関係者（傍観者・観衆者）を個別に同時進行で事情聴取
- ③ 聞き取りの途中で随時情報を交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を把握
- ④ 聴き取った内容の適切な記録

(5) 対応方針の決定

- ① 被害者の安全や保護を最優先にし、緊張度を確認
- ② いつ、だれが、どのように対応するのかを決定
- ③ 全教職員に周知し、迅速に対応
- ④ 関係機関との情報共有と連携

(6) 確かな初動対応

- ① 情報が本人、保護者からの提供の場合やケガ、破損などではっきりしている場合は即日対応
- ② 即時、保護者に学校の動きを確実に伝達
- ③ 可能な限り家庭訪問を実施。（主任・担任）

5 いじめを確実に解決するために

(1) 被害者・保護者に対して

☆徹底して被害者の立場に立って対応

- ① もっとも信頼関係のある教職員が対応
- ② 「最後まで絶対に守る」という被害者や保護者への意志表示
- ③ 被害者の意向をくみ、安心して学校生活をおくるための具体的なプランの作成
- ④ 心のケアや登下校・休み時間等の見守りの継続（日常的に注意深く観察）
- ⑤ 解決後、保護者に経過等を定期的に報告（アフターケア）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間を目安とする。（中略）期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

・被害生徒本人が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 加害者・保護者に対して

☆いじめを行った動機や気持ちにしっかり目をむけさせ、加害者の今後の生活について前向きに取り組ませる意欲づくり

- ① 行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に説諭
- ② 被害者と認識の違いがあることをふまえて対応

- ③ 加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、ストレスを軽減
 - ④ 保護者には事実を伝え、協力関係を構築
 - ⑤ 相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を熟考
 - ⑥ 解決後もしくは保護者に経過の定期的な報告
- (3) 観衆・傍観者に対して
- ☆いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度（雰囲気）によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導
- ① いじめは観衆の態度によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導
 - ② 前教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成
- (4) P T Aや保護者・地域との連携
- ☆生徒の幸せにつながる信頼関係を構築し、協力・連携し温かい目で見守る体制づくり
- ・必要に応じていじめについて情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携強化
 - ・情報交流、意見交流の場を設け、より一層の連携強化

6 校内体制（いじめ対策委員会）について

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

(1) 校内いじめ防止・対策委員会の設置（兼不登校対策・生徒指導対策）

○構成メンバー：校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、S C（スクールカウンセラー）、S S W（スクールソーシャルワーカー）

校長【総責任者】 副校長 主幹教諭	①方針の明確化 ②組織の活性化 ③校内研修の充実 ④保護者面接（必要な場合） ⑤外部機関・S C・S S Wとの連携 ⑥教育委員会等への報告 ⑦マスコミ対応
生徒指導	①情報の集約 ②指導・支援の提示 ③生徒指導（事情聴取・説諭） ④保護者面接（必要に応じて）
学年主任	①担任のフォローアップ ②生徒指導（事情聴取・説諭） ③保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ④保護者面接 ⑤アフターフォロー（事件解決後の生活見届け・学年全体への指導）
担 任	①いじめの早期発見・事実確認 ②管理職・対策委員会への報告 ③生徒指導（事情聴取・説諭） ④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ⑤保護者面接 ⑥アフターフォロー
養護教諭	①生徒来室状況や会話などの情報提供 ②欠席状況の把握と情報提供
S C・S S W	①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング ②対応等に対する助言や支援 ③生徒の状況把握と情報提供

その他 ※必要に応じて	民生児童委員・市福祉課・岩手県福祉総合相談センター（児相）・医療機関・警察（生活安全課）等に参加を要請
----------------	---

(2) 委員会の役割

- ① 本校で生じたいじめ問題への対応協議
- ② 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、保護者へのいじめ防止啓発等に関すること
- ③ 生徒の日常生活を複数の目で把握することで「いじめの芽」の早期発見

(3) いじめの対応

- ① いじめの事実が報告されたら、直ちに対策委員会を招集
- ② 事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議をおこない、迅速に指導開始
- ③ 担任、学年任せにせず、学校全体組織で対応
- ④ 全職員に事実を伝え、共通認識・共通行動（実践）で指導

(4) 校内研修の計画・実施

- ① 教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画・実施

7 他機関との連携について（SC・SSWや支援員を含む）

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子ども達の悩みや不安等の相談
- ② 保護者の相談・カウンセリングの実施
- ③ 校内対策委員会への助言と支援
- ④ 外部機関へのつなぎ

(2) 滝沢市教育委員会との連携

- ① いじめの事実を確認した場合は教育委員会へ連絡。連携を図り迅速に対応
- ② いじめが長期化している場合は経過を報告し、支援を依頼

(3) 医療機関・県福祉総合相談センター（児相）・市児童福祉課・主任児童委員・民生委員との連携

- ① 非行、育成、養護、保健、障害など児童福祉が関係してくるケースについては様々な外部機関と連携を図り、専門的は角度から総合的な判断と対応を依頼
- ② 他機関と継続的に連携しながら問題を解決
- ③ 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を図りつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(4) 警察との連携

- ① 犯罪性が高いいじめについては警察と連携して対応
- ② 被害者救済、二次被害防止、再発防止の徹底

8 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	○入学説明会、PTA総会等で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明、情報提供の依頼 ○校報、ホームページ等による「方針」等の発信（生徒・保護者・関係機関等へ） ○職員研修の実施（「方針」の説明、前年度のいじめの実態と対応等）	

5月	○体育祭における指導のポイントと注意点の確認 ○第1回悩み・いじめ調査 ○第1回いじめ未然防止・対策委員会の実施	※5月以降、毎月の 安心・安全・心の 日に学校独自の いじめ・悩み調査 実施
6月	○第1回Q-Uアンケート ○いじめ未然防止に向けた全校集会、学年集会、教育相談週間実施 ○教育相談期間（悩み相談含む個人面談）6月下旬から7月上旬	
7月	○地区懇談会等で保護者向けにネットいじめについて説明 ○期末面談での悩み等の把握（保護者聞き取り） ○前期教職員取組評価（学校評価）アンケート（対策等の見直し） ○職員会議（夏休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り）	※夏休み中の 生活指導
8月	○校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） ○生徒指導に係る研修会	
9月	○校報、ホームページ等による取組経過等の報告 ○「心とからだの健康観察」の実施	
10月	○「あったか言葉がけ運動」 ○第2回Q-Uアンケート ○学年会にて「いじめ防止対策の取組」についての中間交流	
11月	○第2回悩み・いじめ調査 ○教育相談期間（悩み・いじめ相談含む個人面談）11月下旬から12月上旬	
12月	○「教職員の取組評価（学校評価）」（後期）の実施 ○期末面談での悩み等の把握（保護者聞き取り）	※冬休み中の 生活指導
1月	○職員会議（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ○教育相談（悩み・いじめ相談含む個人面談） ○「いじめ防止対策」の修正・見直しの検討	
2月	○学校評議員会での報告と意見集約 ○生徒会活動の取組のまとめ	
3月	○「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ○次年度の「いじめ防止基本方針」の確認と引継	※春休み中の 生活指導

9 学校評価における留意事項

○いじめを隠さず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し適正に学校の取組を評価する。その際、達成目標を設定し、達成状況を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関する事
- ② いじめの再発を防止するための取組に関する事

10 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ① いじめ問題について収集した資料については、3年間保管しておく。
- ② 保管にあたっては、管理に充分留意し、期限後は情報が漏えいしないよう適切に処分する。